

緊急速報!

販売員のみなさま

10月13日に最高裁の判決が出ました!

メロコマース支部は労働契約法20条（同一労働・同一賃金）を活用して2014年5月1日、東京地裁に提訴しました。

この間の6年4か月、地裁・高裁・最高裁と争って来ました。
高裁で認められた退職金1/4は棄却されましたが、先日の最高裁の判決では

●住宅手当 ●褒賞金 ●残業割り増し比率

が認められました。

この判決で認められた住宅手当を契約社員B全員に支給すべきと、私たちは団体交渉で何度も要求してきましたが、会社は「原告には支払う。支給して欲しいれば他の人も裁判をすればいい」と言っています。

最高裁が認めた手当です。皆さんが要求すれば必ず支給されます。

分からない事や知りたい事があったら一人で悩まずに、何でも私たちに相談してください。

あきらめないで会社に声をあげて行きましょう!



●住宅手当：正社員就業規則の第4節、第26条に規定されています

扶養家族のある者は月額15,900円

扶養家族のない者は月額9,200円

●褒賞金：永年功勞に対して

正社員就業規則の第49条に規定されています

勤続10年 30,000円

勤続15年 60,000円

勤続30年 120,000円

勤続40年 150,000円

●残業割り増し比率を正社員と同じ率で計算する

今まで契約社員Bが残業した時は2割5分だったが、正社員と同等の3割5分にする

この差別を不合理と裁判所が認めました。

【最高裁判決から1年の流れ】

2020年

- 10月13日 最高裁判決
- 10月～11月 判決後、販売員さんに知らせるために早朝にピラ配り(資料1)
- 10月27日 『共同会派厚生労働部会』で立憲民主党から、メロコマース事件の最高裁判決について弁護団・原告団よりヒアリング。その後、質疑応答。大阪医科薬科大学のMさんと参加。
- 12月3日 会社側弁護士からメロコマース支部の弁護団に、支給額などについて守秘条項を入れた合意書案が送られてきた。
メロコマース弁護団はこれに対し、「この裁判の内容はすでに広く知られており、秘匿する意味が分からないので、近衛弁護士には会社が何を隠したいのか聞き返している、と対応した。結果、合意書は取り交わさないことになり、12月25日に振り込まれた。
- 12月9日 20条に関する集会 最高裁判決後の格差是正、均等待遇実現の手がかりを求めるリレートーク
- 12月25日 東部労組退会

2021年

- 1月28日 雇用共同アクション(最高裁判決の問題点と野党法案についての院内集会)ここで後呂が「私は最高裁で退職金を棄却されていない。提訴しようと思っている」と発言。(資料2の1, 2の2)
- 3月8日 女闘労倶楽部(めとろくらぶ)を立ち上げる。
月例会は毎月第3日曜日、現在で8回目になった。
- 4月30日 メロコマース事件の弁護団、滝沢弁護士より『すいれん舎から裁判記録の書籍化の要請』がきた。
裁判記録を書籍化する。国会図書館等に入り、資料としてアメリカにも蔵書される予定
東京法律事務所が担当した芝信用金庫、野村證券、昭和シェル事件も書籍化